

第4章 貸付金の振込み

貸付決定後、借受人から契約書類が提出されたことをもって、貸付金を振込みます。決められた期日までにご提出ください。

1. 契約書類

(1) 契約書類の作成

借受人は、以下の書類を作成し、添付してください。

提出書類	提出が必要な方
1. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書（様式第3号）	借受人
2. 重要事項説明書（様式第4号）	借受人
3. 振込口座届（様式第5号）	借受人
4. 振込口座の通帳の写し	借受人
5. 印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）	借受人 法定代理人※7 連帯保証人※8
6. 住民票（発行後3か月以内のもの）	借受人（世帯全員分） 法定代理人※7（ご本人分のみ） 連帯保証人※8（ご本人分のみ）
7. 連帯保証人申請書兼連帯保証書（様式第6号）	連帯保証人※8
8. 前年の収入に係る課税状況を証明する書類（課税証明書）	連帯保証人※8

※7 借受人が未成年の場合は、法定代理人（複数名いる場合は全員）の分が必要となります。

※8 連帯保証人を立てる場合は、ご用意ください。

(2) 書類作成上の留意事項

- ① 署名・捺印について、「借受人」「法定代理人」「連帯保証人」それぞれ自らが行ってください。
- ② 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書」は印紙税法に規定する消費貸借契約書であることから、貸付金額に応じて収入印紙を貼付し、消印（借受人または連帯保証人）を押してください。

貸付金額	収入印紙額
10万円を超え、50万円以下	400円
10万円以下	200円

- ③ 「振込口座届」の口座は、借受人名義のものに限ります。
- ④ 「振込口座の通帳の写し」は、上記振込口座届に記入した事項が確認できるものを添付してください。
- ⑤ 「住民票」は、マイナンバーの記載がないものをご提出ください。また、借受人は世帯を一にする世帯全員分のものが必要となります。

(3) 提出期限

契約書類（様式）がお手元に届いてから2週間程度。詳しくは契約書類送付の際、お知らせします。

2. 資金の振込時期

借受人から契約書類を受領したのち、約2週間後、貸付決定した金額を一括で振込みます。ただし、前述の説明会への不参加、契約書類の不備等がある場合は、振込みは延期されます。